

人民と領土(二)

—— 歴史的國家の省察(続き) ——

元
川
房
三

目次

- 四 國家の成立と歴史
 - (イ) 歴史の歩みと人生
 - (ロ) 「日本」成立史の省察
 - (ハ) 歴史についての一つの反省
- 五 人民の成長と社会の発達
 - (イ) 近代國家の進展と人民の成長
 - (ロ) 「國際社会」の成立とグロテイクス
 - (ハ) 「社会」の発見とホップズ
 - (ニ) 市民社会の成長とロック
 - (ホ) 国民意識の成育とルソー

四 國家の成立と歴史

(イ) 歴史の歩みと人生

歴史は、数千年の古代期の後、中世期を経て近代に入ったという、このような古代・中世・近代という大きくもま

た基本的な歴史の時代区分は、いわゆる「近代」に入ってから、その近代人のある人たちが、自分たちの生きている時代に立脚し、それからその過去を振り返っての時代区分である。そしてこの近代人とは、一七、八世紀以降のヨーロッパ人のことであり、先進的にいわゆる「近代国家」を作って、これを発展させたそのヨーロッパ人のことである。それに、この「近代」とは、かれらの歴史意識にしたがって作爲された身近な自分たちの時代のことである。そこに、われわれは、その他の世界の人たちに先駆けたヨーロッパ人の成長の姿、その「人間的自覚」の成育をはっきり認めることができる。「歴史意識」とは、この「人間的自覚」の特殊時代的表象にはかなならない。かくて、この「近代国家」を作り発展させたヨーロッパ人が世界史への方向を切り開き、その歴史の主流となり、そして世界を主導してきたのである。

しかしながら、人間の発生以来、個々の人間にとって常に在るのは、現在只今であり、そしてこの現在を作った過去、またこの現在を前提としてそれから続く未来であつて、古代もなければ中世もないし、また近代もないと言つてよい。個々人にとつては、そういう時代区分と全く関係がないのである。「現在只今」の連続の中で、前後連携的かつ相互能作的に成り立つ人おのおののさまざまなドラマがある。人は誰でも「自分自身のドラマの作者であると同時にその俳優」(マルクス)でもあるが、前後連携かつ相互能作の過程の中に自己の意志と係わりのない偶然が入ってくる。「人間万事塞翁が馬」の古諺が成り立つゆえんである。それぞれの喜怒哀楽の中で、まずは平穩に生涯を終つた人、あるいは、浮き沈みの激しい一生を送つた人、その他さまざまな人生は、激動期・過渡期であろうとなかろうと、いつの頃でもまたいづこの土地においてもあつた。ところが、そういう個々人が全く気付いていなくても、すべて歴史の中に生きているのであり、しかも個々人の心身にこの歴史が生きているのである。

人間は歴史を作り、その歴史の中で生きている。現に在る集団的生命、個々人の生死を容れたこの集団的生命の連続がその証である。しかし、人間が歴史を作つても、誰でもが同じ比重の役割でこの歴史を作つてい

ない。そこには必ず歴史を作る主役——時代の特色作りに大きく貢献する人たち——があり、集团的生命の連続の主流に立つ者たちがある。現在、世界史的通念となっている古代・中世・近代という時代区分は、さきにも触れたように、もともと西洋史近代の立場に立った歴史観によって成立した。この西洋史「近代」は、「近代国家」の成立に基づく「近代文明」の発生と発展の時代であり、そしてこの「近代文明」によって、世界は「近代化」の方向へ進んだのである。

ところで、この「歴史」について考えなければならないことが二つある。その一つは、人間の生命的連続、集团的生命の連続——この集團の内実は多様であり、幾多の変遷がある——そのものの具現としての「事実たる歴史」であり、いま一つは、この「事実たる歴史」の残したものに基つき依拠しながらも、さまざまの主観的作業によって構成され編纂された「書かれた歴史」である。そして現にわれわれが「歴史」として知っているものは、実はこの後者「書かれた歴史」であることは言うまでもない。今日までのところ、このような「歴史」は、そのすべてではないが、まず大抵、時代の主流に属する者か、ないしはその主流に関心を懐く者たちによって書かれてきた。そしてその主流の中心にあるのが、その時代の支配的勢力であり、政治的権力を掌握した集團であった。

そこで、状況展開——時間の順序——にしたがって、以下、一つの「歴史」を概観してみよう。それは、近代国家成立史の事例ではなくて、古代的地縁国家「日本」の成立史である。

(四) 「日本」成立史の省察

一体、日本史というのは、いつ頃から出発・進行したのであるか。言い換えれば、今日われわれの念頭にある「日本」は、いつ頃出来上がったのであろうか。この「日本」が出来上がるに至る歴史、つまり「日本史」の前身について、以下要点を拾い上げながら眺めてみることにしよう。

前史(一) 縄文人の時代 アジア大陸の北東縁辺、北西太平洋の縁辺部、このモンsoon風土帯の中を北東方向か

ら南西方向へかけて連なる花綵列島、今日、日本列島と称せられているこの列島に、旧石器時代末、新たな人間たちが移り住むようになって、ここに新石器時代が開始された。やがて、ほぼ七千年——最少に見積っても五千年——にわたる文化的伝統が作り上げられた。これが西暦紀元前三世紀頃終つたとされている縄文式土器によって特色付けられる文化の時代であった。この縄文時代の開始が「日本」の始まりなのであるうか。否と言わざるをえない。

とは言っても、その幾千年もの長い間に、そこに「日本」が始まるための脈々たる集団的生命の連続があったのは、たしかである。長年月にわたつた縄文時代もようやく終りを告げて、次の高度な弥生式文化と交替するようになったその当時、列島内のここかしこに氏族社会生活を営んでいた縄文人は、単なる採収経済の域を越えて、保存食の工夫と用意、また焼畑耕作による原始的農業にも従事していたのであり、その人口は全体として少なくとも二百万には達していたであろう。モンsoon的風土は、彼らに辛く当たる反面、多くの恵みを与えてくれるのであるから、ことにこの縄文中期辺りから以後、風土順応的な原始的農業生活の中で、もちろんきわめて緩慢なものではあつたであろうが、当然に人口の自然増加があつたものと推測されるのである。

かくして、そこに「モンsoon的風土」と呼応する縄文人の「心」が出来上がった。そしてこの「心」は、やがて新たに渡来して来て優れた文化を導入した異氏族にも浸透するようになるが、この「心」が後のいわゆる「万葉の心」の芯となるものであり、縄文人の逞しい生命的連続を裏証するものであつた。その意味において、縄文人はたしかに「原日本人」と見なければならぬであろう。

前史(二) 列島社会の変動と部族的極東政治社会の成立 縄文式文化は、西暦紀元前三世紀末、北九州は松浦の一角へ上陸してきた弥生式と通称せられる新文化によってかなり急速度に征服された。このことは、弥生時代前期がまさに一足飛びに、幕明けとなつたということではない。またこの征服は、たしかに征服とは言えても、いわゆる侵略的

征服ではない。それは、縄文人がこれまで夢想だにしなかった新しくもまた高度な文化・生活様式に対する圧倒的受容であった。稲作という生産様式を基本とする金属器文明、つまり、富と豊かき、そして武力をも形成することになるその文明の進入を縄文人が熱烈に受け入れたのである。この文明を身に着けて半島(朝鮮)から渡来・進出してきた異族民に接した縄文人は、この文化をまさに驚異の眼をもって眺めながら、この異族民に接触して行ったことであろう。そして自分たちの風土に適合した新生活方式に違和感なく馴染んで行ったことは間違いない。

渡来・移住と交流は引き続き進展した。新文化(弥生式土器によって特色付けられる)地帯は、東へ南へまた北へと拡大の一端を辿り、先住民と新来民相互の接触・交流の中で混血関係もまた進行した。縄文人は次第に弥生人に変貌するとともに、やがて新たな氏族の成立も見られるようになった。海峡を渡っての往来は頻度を加え、半島南部との相互交流は進展した。かくして、幾千年来の縄文的列島社会は、比較的短い間にすっかり文化的様相はもとより、社会的構造をも変えることになったのである。

列島社会が弥生時代に入ったことは、その社会的・経済的構造が革命的な変化を見たということである。このことは、縄文時代のように、列島社会内だけで生活を考えれば済むという時代ではなくなったことでもある。すなわち、列島社会と、半島社会とくにその南部とを合わせて総合的に見なければならぬ政治社会の成立であった。

このような時代が進行する中で、とくに列島社会に焦点を当ててみると、氏族社会の大きな変化、すなわち、稲作に好適な土地を多く占拠することのできた氏族君長の豪族化が招来された。次第に増大する半島・大陸との交流関係と相俟って、既存氏族内の貧富・身分格差の進展ならびに豪族勢力の優劣差、そしてこれを土台とする氏族連合の形成あるいは氏族の統合化——部族の成立——への動きがはつきり現われてきたのである。かくして、ここに列島社会が半島社会と切り離すことのできない完全な部族的政治社会に飛躍するとともに、かかる部族構造に立脚する東洋史の極東政治社会が成立することになったのである。

西暦紀元前後約五百年に亘るいわゆる弥生時代は、概略叙上のような状況の展開であった。この時代は「倭国」「倭人」の成立期であり、「先日本史」もしくは「前日本史」の前期とも言えよう。中国側の文献・記録類にもごく断片的かつ簡単ながら、その存在と動靜が次第に知られるようになってきた。この「倭国」に勢力を張ろうとする有力部族が、後漢・魏・晋などの中国王朝の權威を受けて自らの正統性を顯示しようと努めるのである。「漢委奴国王」の文字が刻まれた金印を後漢・光武帝の時に拝受したことで知られる「奴国」、あるいは「魏志・倭人伝」「後漢書・倭伝」に出てくる「邪馬台国」がそれであった。

前史(三) 大王おおきみの成立と覇権抗争の發生 四世紀が進行する中で、列島社会には、半島南部社会に見習うごとく、古墳の築造が見られるようになり、やがていわゆる古墳時代が訪れた。半島方面では、高句麗の楽浪郡擊破(三二三年)に続いて、百濟の帶方郡併吞があるなど、北方の高句麗の強大と百濟の興隆、ならびに新羅の勃興という形勢が出来上がった。同様に、列島方面においても各地に豪族の台頭があり、ことに河内・大和地方には、要所を拠点とする巨大勢力が形成されて、それが、列島・半島統一政治社会の覇権確立の動きを示すようになってきた。

四世紀後期から五世紀に入ると、列島方面では、「宋書・倭国伝」に見える「倭の五王」(河内王朝または仁徳王朝)の時代が出現し、大王の称号をもって呼ばれるようになる君長が現われるに至った。極東政治社会の覇権確立の推進の中で、その五代目の倭王武——雄略天皇に比定されている——は、四七八年、中国南朝宋の最後の皇帝・順帝に宛てて、「安東大將軍・倭王」の名分授与を要請する表文を上呈し、これを聴許された。極東政治社会において、高句麗に対抗して覇者たる地位を保持して行くためには、やはり正式に中国王朝の權威を帯びる必要があったのである。と同時に、このような行為の背後には、列島と半島それぞれの地域において、相互関連的にかなり厳しさを増してきた政治状況があったのである。

「先日本史」もしくは「前日本史」の中期とも言えるこの時期の特色は、右にも触れたように、大王権力の動向に

大きく係わる列島内有力族長の台頭・競合である。そしてそれらが、大王位を直接狙わないまでも、大王家との姻戚關係によつて大王権力を左右しようとして試み、かくて、かかる画策の介在するまた新たな豪族間の激しい権力抗争が展開するようになった。この抗争は当然に半島方面の族長勢力と密接に絡まっていたことは言うまでもない。

前史四 極東政治社会分裂の始動と辛亥の変⁽³⁾ 六世紀は「日本」成立の七世紀直前の世紀であるだけに、この六世紀から七世紀へかけての時期の「倭国」の動静は、きわめて注目し値する。ところが、そこにはきわめて多くのナゾが残されている。

越^{こし}の国(現在の越前)から呼び出された男大迹王^{おおらののみか}は、大連大伴金村の擁立(五〇六年)によつて継体天皇となつた。この人は、「河内王朝」の祖、応神天皇の五世孫彦主人王の王子とされているが、爾來、大和の磐余玉穗宮^{いわれのたまほのみや}(現在の桜井市・近鉄大阪線大福駅南方)に落着くまでに二十年かかつており、それまでに北河内の樟葉^{くすのは}、山城の筒城^{つづまき}・弟国^{おとくに}の三カ所に転々としている。そしてその間の五二二年およびその翌年の両度に亘つて、任那西半部が百済に移譲されている。これは大伴金村の専断によるものと見られているが、その時の百済王が筑紫の生れとされている武寧王(在位五〇一―五二三年)であつた。この任那(旧弁韓の地)西半部の百済への移譲に対して、「金村の対朝鮮政策の失敗」という言い方ができるかどうかは、その表現・内実ともにきわめて疑問としなければならぬが、しかし、このことは、列島を本土とする立場にしたがつて言えば、故地任那地方の外地化、したがつて任那倭人の韓人化が進んだことを一つ実証する出来事であろう。つまり、列島社会は列島社会、半島社会は半島社会といった別々の地縁的政治社会ならびに新しい極東國際關係が始まつたと見ることができよう。

その頃、新羅の法興王が任那の北・東辺から領土拡大政策を押し進めてきたので、これを抑止せんとする任那派兵と絡まつて、筑紫の国造磐井の叛乱が生起した(五二七年六月)。一年半に亘る筑紫君磐井^{つくしのきみ}の頑強な反抗闘争は、追討大將軍となつた大連物部麁鹿火^{あらかひ}の手によつて鎮圧されたが、その後間もなく、継体天皇の急逝(五三一年、辛亥の年)が

あり、若年の王子が即位して欽明天皇となった。これは物部連尾與と蘇我臣稻目の画策によるものであったが、これに対して、金村一派は、継体天皇の庶腹で高年の二王子を擁立して天皇（安閑・宣化）となし、この二者による対立朝廷を樹立（辛亥の変）して九年間の抗争を展開した。そしてこのような辛亥の変を頂点とする十三年余の内乱状態の中から、蘇我氏台頭のきっかけが作り出されたのである。

「日本」古代国家の成立 五六二年、新羅は残存任那を併呑して勢力を拡大強化し、ここに百済と新羅の間の緊張関係が頓に高まるようになった。しかし、倭国（大和朝廷）はそれを傍観する姿勢をとり、また飛鳥時代に入ると、中国王朝に対しては、隋の天下統一が安定したと見られた頃、六〇七年、遣隋使を派遣する程度にとどまった。ことに隋の高句麗討伐などには大きな関心を払うこともなかった。やがて唐帝国が出現（六一八年）し、その脅威を直接感ずる高句麗と百済の間の盟約が成って大和朝廷へ支援を要請してきた。しかし、これに対しても大和朝廷の動きはなかった。注目されるのは、この国際状況を巧みに利用して半島社会の統一を狙う新羅の動きであった。

このような極東国際情勢の動向の中で、倭国の国家的要請として強く出てきたのは、列島社会・単一的地縁国家を「うまし国」に建設することであり、そしてそのための国内統治体制の建て直し、編成替えであった。それは一つには蝦夷対策として示されたが、当面、何にもまして断行しなければならなかったのは、国内統治体制の編成替え、つまり豪族対策であった。それが、氏族制度を乗り越えた法令制度と公地公民原則の宣布、すなわち、六四五年の大化改新となって実現した。そしてそのためには、あらゆる意味において、最後の巨大豪族の宗家たる大臣蘇我氏の蝦夷・入鹿父子を血祭りに挙げなければならなかった。

ところで、ここに不思議と言うはかはない出来事、最大のナゾに包まれた事件が発生した。この事件とは、半島への出兵とその倭軍の主力が白村江（錦江河口）において壊滅的打撃を受けた（六六三年八月末）ことである。この出兵は、唐・新羅連合軍の攻撃による百済崩壊（六六〇年七月）の後、なお決死的勇戦を続ける百済殘党を救援するためのも

ので、中大兄皇子ら指導部の画策によるものであった。問題のナゾとは、半島方面の形勢傍観の態度をとっていた指導部が、どうしてこの機に出兵を行い、しかも当面の敵兵力を上回る大軍を送りながら、結局、白村江において、多分に失敗が予想せられていたはずなのに、なぜ猪突的攻撃を仕掛けたのか、ということである。この敗戦には百済残党内部の仲間割れが大きく影響していたであろう。しかし、いずれにしても、この事件は列島社会と半島社会との決定的最終的な別離を告げるものであった。つまり、二つの地縁国家「日本国」と「朝鮮国」の発足であった。その後、倭国の動静を探ろうとする唐使の両度の来日があったし、また衰勢孤立の高句麗からの両度の援助要請もあったが、もはやそれは倭国にとって全く問題外のことであった。

さて、「日本」という国号と、「天皇」という称号がはじめて採用されたのは、六六八年の「近江令」においてである。この年は中大兄皇子の即位の年であって、天智天皇が「日本国」の初代「天皇」になったのである。それ以前の倭国(大和朝廷)の君長の称号は、すでに述べたように、大王であった。その後、壬辛の乱を経て、大海人皇子が即位して天武天皇となり、またその妃讚良皇女（あきらのひめみち）が即位して持統天皇となるに至って、「天皇」称号は全く定着することになった。つまり、絶対的な「天皇制」の成立である。

しかし、このように、「天皇制」が合法的に確立したと言っても、この伝統的権威に基づいて、列島社会の政治的統一・日本国統合の象徴としての「天皇」たるためには、いま一つ権威を帯びなければならない。このための必要的作業が紀記二書の編纂となって現われた。中国史書に倣いながら中国王朝からの権威は完全に断ち切られた。「古事記」もさることながら、正史「日本書紀」は、天武天皇を基点とする皇統譜の宣明であり、独自の神的権威に基づく正統性の宣明を主眼としてものものであった。権力者にとっては権威・名分が絶対に必要なのである。

かくして、ここに、単に編集し書かれたということ以上に、きわめて巧妙に作られた皇国史と、その後の皇国史観成立の基が出来上がったのである。

(イ) 歴史についての一つの反省

近代史は「近代国家」の成立と発展の歴史である。その「近代国家」は領土の形成をもって始まり、その形成された領土の確保にしたがって発展した。イギリス、フランス、ドイツを始めとする各国民史がこれを実証している。そしてその領土の形成・確保の過程において、「国民」が形成されて行つた。しかし、その領土上の人びと (people) が、すべて一つの共通的感情「心」をもった「国民」となったわけでは決してない。この点からすれば、日本史と日本人は、まさに万邦無比の特色をもっている。今日、多くの国々は多民族的構造をもっており、しかも、違和感を懐き、独立を志向する人びとさえも包含している国家がある。それは、領土の形成が必ずしも平穩裡に行われたのではなく、国境の強力的画定、激的な国土統合の過程があつたという歴史の跡である。

われわれが「歴史」という言葉を口にし、また歴史を知っていると云つても、それは、すでに述べたように、「書かれた歴史」言い換えれば「知識としての歴史」のことである。それによってわれわれは「歴史」を知り、そして「歴史」を語っているのである。

後世になって、その昔を振り返つて「歴史」を書く人たちは、その思想・価値観の如何にかかわらず、大抵はその時代の体制側に立つ人たちか、ないしはその文化的伝統を承認する立場の人たちと云つて差支えないであろう。もちろん、物を書くためには、その人たちの見聞・記憶・思考を頼りにしながらも、何がしの資料を当然に必要とする。

「歴史を書く」場合には、残された記録・文書類、また遺跡・遺物がそれである。これらの資料は、間違いなく、ある生活事実の現われであり、生活の一端である。したがつて、それだけの真実を語りかけていることはたしかである。しかし、それが語りかけているとは言つても、黙して語らない状態にあるのであるから、それを読み取る作業 (解釈) を行わなければならないのは当然である。書く人が、たとえどれだけこだわりなく冷静にかつ素直に読み取

りを行ったとしても、その解釈と表現に当たっては必ず主観が入って来ざるをえないのである。ましてや書く人たちが前記の主流的立場にある場合には、特有の体制的主観が介入するのは、なおさら理の当然とも言えよう。そしてその歴史記述には、誇張はもとより、作り事すら入ってくるのは、まず避けることができないであろう。

歴史資料が過去の生活事実の断片であり名残りであることには間違いない。しかし、それらは、その時々々の集團生活全体、あるいは長い人生からすれば、全く氷山の一角にも当たらないものである。人びとの生活事実の大部分は、完全に過去となって埋没してしまっている。それだからこそ、それら過去の生活的断片をいくら寄せ集めてみたところで、「歴史」にならないのは当然のことである。時代のあるいは人生の映像を画き出すために、辻褄の合うようにそれらの綴り合わせをする後世の歴史学者・考古学者たちは、すでに書かれた「歴史」と諸資料——新たに発見されたものを含めて——を反省しながら、また新たな解釈作業（研究）を進めているわけである。どのみち、「歴史」は、後世の学者・研究者によって解釈され反省されたものという主観的要素を内含しているのである。これを一般的に言えば、主観的要素の介入は表現作用に伴う宿命的契機なのである。結局、「歴史」は後世の者たちの反省と解釈による業績の集積である。

しかし、「歴史」に対する反省は、後世の人びとのその時々のもろもろの問題意識に応じて生ずるのである。したがって、そこに特有の史観が成り立ちもするわけである。と同時に、新たな資料と解釈に基づいて、「歴史」はたえず書き改められる余地を残しているのである。

なお、ここでとくに附言しておきたいことは、さきに述べた「日本」成立期、六世紀から七世紀へかけての時期が多大のナゾに包まれているということと関連して、大王家つまり天皇家がなに族の出自であるのか、その氏・素性が皆目わからなくなってしまうことについてである。今日、このことが一般にそれほど不思議がられていないことが、これまた不思議と言わなければならない。そこに日本史の特殊性の一つが見出されるのであるが、ここにこの

ようなことを持ち出すのは、この問題の究明によつて、天皇家の権威とその政治的功績とがより実証的に明らかにされるのではないかと考えられるからにはかならない。どの国民史においても、その国造りに貢献した王者・君主たちの系譜がすべて詳細にわかっているわけではないが、わが日本の場合のように、さっぱりわかっていないところはまづ皆無である。

ただ一つだけ辿りうることは、天皇家が「継体王朝」系であり、そしてその始祖が応神天皇系であることに間違いないとすれば、問題は、「応神天皇」という称号を受けた当の人物が、一体、なに、族の君長であるかということである。それに、男大迹王・継体天皇は、応神（ホムタワケ）以下のワケ系の「倭の五王」（河内王朝または仁徳王朝）とは別血統と推測する説があつて、ナゾは大きく残されているが、このワケ系によつて大王権威が確立され不動のものとなつたことだけは、まず疑問の余地がないのである。仮りに男大迹王がワケ系とは別血統であつたとしても、この人はこの大王権威を帯びうるだけの名分を備えていたはずである。この点だけは、単なる大伴金村の強引きや、あるいはまた書紀編纂者の根も葉もない作爲などによるものとは到底考えられない。いずれにしても、揺れ動く権力闘争関係の中で、ワケ系の断絶があり、王位継承を廻ぐる紛争・抗争のあつたことは確実であろう。

そこで、今後切望されるのは、「日本」成立史に対する改めての反省と解釈である。そのためには、いまの国民意識を超えて、日本ならびに朝鮮（南および北）の考古学・古代史諸学者によつて、学問の本旨に立ち還つた共同研究が進められなければならないであろう。そしてそのためにも、天皇陵となつて有名古墳の発掘・調査が進められなければならないのは、言うまでもないことである。

五 人民の成長と社会の発達

(1) 近代国家の進展と人民の成長

近代国家がヨーロッパにおいて先進的に成立したことについては、前稿においてこれを概観した。この近代国家は、領土の形成によって、地縁国家(territorial state)の形をもって誕生した。そしてこの「国造り」の先頭に立つて推進役を果たしたのが、各国とも歴代の国王・君主であった。「国造り」とは、まず領土を形成することであり、この領土はそれぞれその封建的所領を土台として形成せられて行った。すなわち、近代国家の成立過程というのは、まさにこの領土の形成過程であったわけである。そしてこの領土形成の過程は、同時に、領土として特定の王権・君主権の管轄下に入った土地に住み、そこを生涯の生活場所とする人たち(people)——かつての直臣・陪臣、また地主あるいは農奴、さらには新興階級の如何を問わず——がすべて、王権・君主権を頂点とする統一的秩序のもとに統合され、一つの集団社会に作り上げられて行く過程であった。このような過程の進展の中で、人びとはやがて共通の生活感情を懐くようになるが、その一方において、社会成層によって異なる価値感・利害関係を持つようになった。そしてそれが、戦争・動乱による人為的災害に対して特有の反応の仕方のもとに現われるようになる。人びとの社会的成長を促がすことになったのである。

すでに述べたように、絶対主義王政は近代国家の成立と進展に絶大なる貢献を見せた。しかし、そこにはさまざまな紛争や戦争が随伴した。一六世紀西洋史を特色付けるのは、宗教改革運動(Reformation)・プロテスタンティズムであるが、これが各国各様の仕方でのその政情に絡まり、自由の主張を促がすとともに、進展過程にある国家のあいだの緊張をも高めることになり、戦争勃発の契機を作り出したのである。

(ロ) 「国際社会」の成立とグロティウス

ドイツの内乱とも言える分邦君主間の対立・抗争関係から発展したのが三十年戦争である。この間の激動的国際関係に対して大きな関心を払う一人の学者が現われた。この学者こそフーゴ・グロティウス (Grotius, H., 1583~1645) その人である。

展開する三十年戦争を通じて、グロティウスの目に「国際社会」というものが映ってきた。そしてそこに一つのシステムがなければならぬと考えたのである。一六二五年の「戦争と平和の法 (De jure belli ac pacis)」は、それまでの彼の諸論作を基にして著わされたものであって、彼の天才的頭脳と博学による諸先例の体系的解説から成り立っている。その中で、彼は、これまでのスコラ的自然法学とは異なった新たな自然法学 (近代自然法学) に基づいて、戦時においても交戦当事者を規律する正義の法が存在すると説いていたのである。

はじめはそれほど注意を惹くこともなかったグロティウスのこの書が、やがて注目を浴び、高い評価を受けるようになった。それについては三十年戦争の惨禍、とくに「マグデブルクの大虐殺」が大きく影響していたようである。エルベ河沿いにあるザクセンの中心都市マグデブルクの市民は、すでに早くルター派に転向していたが、一六三一年、マグデブルクを攻囲した皇帝派軍隊が、この市街に壊滅的損傷を与えるとともに、市民の大虐殺を行った。この惨状を目の辺りにして胸を打たれた人士の感情や要求に対して、この書に脈打つ彼の国際法学的論調が強く応えるものを持っていたということである。

かすかすの戦禍が随伴したものの、近代国家の出発・進行の過程は、国家間の交渉体系を発達させ、西洋国際政治体系 (Western state-system) の成立・進展ともなった。そして相關関係的に、国家を組成する人民の成長を促すことになったのである。

(イ) 「社会」の発見とホッブズ

人民の成長は「市民社会」の成立となって現われる。そこには、この「社会」を形成する人たちの人権の主張が伴うのである。しかし、このような「社会」の成立や人権の主張は、同じく近代国家と言っても、どの国においても時を同じくし、また一斉に始まったわけではない。これが先進的に現われたのは、ほかでもない、イギリスにおいてであった。簡略に言えば、とくにチューダー王朝期の重商主義政策によって新産業の発展が促進されて、自由農民や商人など新興市民階級が成長・台頭するようになり、その代表格が国会に席を占めて政治的活動に加わるようになってきたのである。

一六〇三年、スコットランド王ジェームズ六世が、イングランド王位を継承してスチュアート朝ジェームズ一世となるに及んで、ここに連合王国イギリスの王権は一段と伸長した。ところが、このジェームズ一世は、就任早々、王権神授説にしたがい独自の課税権と司法権の行使を主張して、国会と正面衝突の形勢を惹き起こした。さらに、イギリス国教会を強烈に支持し、国教統一主義の宗教政策を実行に移したために、カトリック教徒や清教徒そのほか反国教会派の総反抗を促がすこととなった。かくしてここに、清教徒革命(一六四九年)を中にしての一七世紀激動期の幕が明けるのである。

スペイン無敵艦隊撃破の年に生まれ、かなり年長のベークンとも交友のあったトマス・ホッブズ(Hobbes, T., 1588~1678)は、同時代人のグロテウスと同様に、「国際社会」の成立を見ていたのではあるが、それ以上に、自国の激動する政治情勢を通じて、「社会」の成立に大きな関心を向けていた。

ホッブズは、オックスフォード大学卒業後、イタリアやフランスに遊学した。イタリアではガリレイと交際し、またフランスではデカルトを知った。そしてフランスにおいては、この国が大きく保わる三十年戦争を見聞するとともに

に、ルイ一四世幼少期の宰相マザランの絶対主義にもお目にかかった。その後、王室派の立場にあったホッブズは、清教徒革命の難を逃れて、フランスに亡命することになったが、クロムウェル共和政下の大赦令によって帰国することができた。The Elements of Law (1640), De Cive (1642), Leviathan (1651) などの著作は、その時代の激動を通じてはつきり「社会」を眼中にすることのできたホッブズ自身が、その深刻な体験と忍耐強い読書によって得た唯物論的・自然主義的的人生観に基づいて出来上がったものであり、またその根底にある独特の自然法学は、天分とも言える鋭い人間洞察力から出てきたものである。

ホッブズが志向するのは、「社会」の安定の実現であり、そしてその思索の出発点をなし、かつ終点をもなすのが、この安定実現のための「完全な主権者の定立」であった。

理論の構築は、ガリレイから学んだ数学的・自然科学的方法によって進められるが、それがまず人間と社会の徹底的な抽象化・単純化となって示される。人間は自己保存の性能を持つ個人・単元として一般化され、その意味において、あらゆる機会を平等に持ちながら、質量ともに一様化された生活能力と志向とを持つ個人が出現する。と同時に、この個人の多数がそのまま一定の地域に点的に群居している状態が成立する。この状態がホッブズのいわゆる自然状態である。この自然状態において、個人はすべてあらゆる外部からの拘束に対して完全な自由の境地にあり、個人の「自由の保持」が自然権である。しかし、この自然権は自然法に基づくものではない。ということは、ホッブズの自然状態は自然法に先行する状態、換い言えば、未だ自然法に拘束されていない自然状態なのである。

さて、このような自然状態においては、理性は一面的にしか作用せずに、各人の混沌たる衝突と排撃を生起せしめ、「万人対万人の戦争」を出現させるであろう。このことは、各人の自然権の相互矛盾・相互否定関係の集積を意味している。そこで、この矛盾と破壊から脱却するために、「お互いのために」という双面的な理性がはたらくことになり、そしてさらに運んで、一定地域に生存する人びとの現在および未来における生活利益の総体を思慮すると

もに、自然権の相制作用の全結果をも考慮するという全面的立場における理性のはたらきが出てくる。このような形式のもとに想定された理性の一般的要請こそが、すなわちホッブスの自然法である。したがって、ホッブスの自然法は完全に理性法と言うべきものである。

理性法としてのホッブスの自然法には、おもな原則が三つある。その第一は、「各人は、平和を獲得する希望があるかぎり、平和に向つて努力すべきである。もし平和を獲得することができないときは、あらゆる戦争の方便を工夫し利用することができる」という原則、その第二は、「他人も同一の態度に出ることを条件として、各人が平和の獲得に必要な範囲において、自己の自然権を放棄すべきである」という原則、そして第三は、「第二原則の要求を充足するための方法としての契約の締結について、人びとが自分たちの締結した契約を履行すべきである」という原則がこれである。この第三原則にある契約こそが社会契約にほかならない。しかも、自然状態から法律状態へ移行するために行ったこの社会契約が、同時に国家契約にもなるというのがホッブズの考え方である。

ここで関連的に触れておきたいことは、ホッブズが次のような注目すべき事柄を想定していたことである。すなわち、社会契約に当たって、人為的人格者 (artificial person) および代表 (representation) の概念を導入して、契約を結んだ相当多数の人びと——ホッブズはすべての人を考えていないようである——が一つの集合 (congregation) に参加する形態、これである。この集合は、多数決原理にしたがつて、全員の代表者たるべき一人の人物または一つの合議機関を定める使命を持っており、これによって集合全員の代表者つまり主権者が選任されるのである。この主権者は、全員の人格を保持する地位に立つとともに、全員はこの主権者の地位を通じて一個の人格的主体たる国家の構成分子となるわけである。かくて、代表者たる主権者の言動は被代表者たる多数人の言動として妥当し、実定法は主権者の意思を根源として成立するが、この実定法によって「社会」の安定が実現することになるとともに、自然法の諸原則はこの実定法の中に顔を出しているのである。

以上のようなホッブズの所論の中から感じ取られるのは、一六世紀七〇年代に激烈を極めたフランス宗教抗争時に現われた著作からの影響のことである。一つはジャン・ボードンの主権概念（国家六書、一五七六年）であり、いま一つは、同時期に現われた数多の「暴君放伐論」(Monarchomachs)の中でも、その七九年に出回った問答形式の小冊子「暴君に対する抗議」(Vindiciae contra tyrannos)の中に表明された代表概念である。とくに後者についてその要旨を言えば、中世的神学論に基づいた立論の中で、人民は、神から与えられた主権にしたがって神の掟に反した君主（暴君）に対して正当かつ合法的に反抗することができること、また神の掟にしたがい暴君に対する服従義務を免除された人民は、その主権を代表者の会議によって行使する便宜を持ち、またもともと君主はこの代表会議の下僕たるものであるから、その任命はもとより、暴君をその地位から降ろすのは、この会議の権限に属している、とするものである。

ホッブズ説と言ひ、また次に管見するロック説と言ひ、いずれにしてもこのような学説が出現し、またそれが批判あるいは継承・受容せられるということは、そこに近代社会が成立していることを実証しているのである。そしてこれらの論説は、歴史的事実としての近代国家の発達を述べているのである。近代自然法学の根底にある「自然状態」は、いかにも荒唐無稽に見えながら、その実、紛れもなく論者それぞれの時代の世相・人間を写している。

(二) 市民社会の成長とロック

クロムウェル共和政が終焉して王座に帰ったチャールズ二世およびその後継者ジェームズ二世が、再び父祖伝来の専制主義を實行した上、自己の地位を確保するためにフランスと結んだこともあって、国会は、遂に決議をもってスチュアート王家の排斥、およびウィリアム三世・メアリー王妃による共同統治を実現させた。これが一六八八年一月のいわゆる名誉革命である。

こうして長かった政情の動揺・不安定もようやく沈静化に向うことになったが、過ぐる共和政期とそれに続く王政復古の時代に、すでにかかりの自由・人權論や民主政治論が現われていた。ジョン・ロック (Locke, J., 1632~1704) もまたかかる論者の一人であった。

ロック社会契約説の土台をなす自然法学は、グロテュウス型のものに属していた。その説く自然状態は、歴史的発生的に法律状態に先行する位置を占め、そこにはすでに人間の意志を超越し普遍妥当性をもつ自然法、すなわち、人類を支配する規範としての自然法がある。人はその理性によってこの自然法を認識している。したがって、自然状態とは、人間が平和的に共存し、完全に自由と平等とを享有する状態である。ここでは、生れつきの天分や境遇による差異があっても、各人均しく享有する地位・権限には異なるところはなく、しかも自然法にしがって財産権が与えられている。これは、単なる所有権というだけのもではなくて、各人平等に自己の欲望を正当に満足させるための享受権でもあるのである。

このように、平穏な自然状態ではあっても、各人の権利は法律によって保障されなければならないから、各人は、この自然状態を脱却するために、「社会」を作る契約すなわち社会契約を結ぶことになる。その際、まず第一次的に結ぶのは、各人が自然権として生れながらに持っている自由——信仰の自由以外のすべて——を自発的に提供して、「社会」そのものに集中し、すべてこれに服従するという同意を内容とする契約である。しかし、「社会」は特定の統治者がなければ運営されえないから、第二次契約として統治のための契約を結ぶことになる。かくて、この統治契約によって君主が「社会」から統治権を委任されるのである。そして第一次契約の際の自然権の自発的提供は、自然権の放棄を意味するものではなく、また第二次契約は、充分な財産の享有を根本とする自由と平等が守られることを条件としているから、統治者が人民の「同意」なしに自由を奪い、また財産を取り上げることがすれば、その行為は当然に不正かつ不法となるのであって、人民は、この「同意」を根拠として統治者に対する抵抗権を留保していると

いうわけである。

ロックは、名譽革命の理論付けとも言われている「政府二論(The treatises of government)」(一六九〇年)その他の諸論著によつて、啓蒙時代を切り拓く思想家として高い評価を受けている。その常識的でわかり易い統治論が、イギリス式制限君主制(King in Parliament)つまり「良き君主制」を要求するイギリス大市民階級にたしかに受けたであろうことは理解できる。またその「政府二論」が、アメリカ独立に当たつて聖書に次ぐ宝典ともなったというのも、英領アメリカ植民地が国家的成長の域に達していたことを物語るものであった。

(附) 国民意識の成育とルソー

スペイン王位継承戦争がようやく終末を告げようとする一七一二年、ジュネーブで生を享けたジャン・ジャック・ルソー(Rousseau, J. J., 1712~78)は、ポルドー高等法院長在職中のモンテスキューが「ペルシャ人の手紙」(一七二一年)で世間の喝采を浴びるようになった頃、孤児となつて故郷ジュネーブを離れ、流浪と寄食の生活を続けるようになった。そして運よくも人の情を頼りに異郷の地フランスで人と成つて、パリ社交界にも出入りすることができるようになり、しかも百科全書派の人たちとも交際することができるようになった。そうした劣等感の伴う生活の中の独学・研究が、彼の多重的性格と反撥のまにまに、その才氣・天分を奔放不羈に發揮させることになった。

スペイン、ポーランド、オーストリアというそれぞれの国名を冠する三つの王位継承戦争を経て、一八世紀も後半に差しかかると、七年戦争(一七五六~六三年)が生起する。決定的な勝敗のない長期持久戦型時代のこれらの戦争を契機として、各国は、勢力の消長・変動を見せながらも、近代国家としての構えをいよいよ固めて行つたし、同時に西洋国際政治体系は進展の一途を辿つた。このようなヨーロッパの政治情勢の中で、ルソーは一体何を見、何に気が付いたのであろうか。

故郷ジュネーブのことを想いながらも、それに捉われることのなかったルソーは、主権者とその支配体制に大きな関心を抱いていたことは言うまでもない。しかし、それ以上に、客観的でしかも鋭い目を向けていたのは、各国の民情であり、ことに民心の動向であった。その中でも、その運命を外国の手に握られていたポーランド人の動き、また、コルシカの独立と帰属を廻ぐるコルシカ人の動きには大きく注目を払っていた。ことに前者に対しては、どのような接触関係をもっていたのかは定かでないが、ルソーは、独立達成の暁にはポーランド憲法草案を起草して上げた旨の声援文書を書いているのである。

ルソーが当時の人民のそのような動きの中に逸早く見かつ感じ取っていたものこそは、「社会」を成す人民の成育の証としての「ネイションの自覚」であった。旧制度の上にあぐらをかく王侯・貴族層間の勢力の葛藤が、次第に重大な影響を一般人民にもたらしていた。打ち続く戦争・葛藤によって派生するさまざまな功罪の中から、年とともに人民の精神的成育があった。それが全国各地の人民のいろいろな動向となって発露することになったのである。そして彼は、この発露を社会契約という当時の伝統的技法を用いることによって「一般意志 (voulonté générale)」として表出した。「社会契約論」の冒頭で述べているような、人間をあるがままのものとして取り上げたいという彼の意図は、ロックの衣鉢を継いで、ひとまず彼独特の「自然状態」において画き出されている。ところが、この意図が、彼の生い立ちや時代の特殊状況の中で、現実と「自然状態」との二重写しを行うことになり、結局、あるがままの人間と社会の姿が、「国民的政治的統一を自覚する道徳的人間」となって表出せられることになったようである。そしてかかる「道徳的人間」の第一属性たる自主権の総体的表象が、彼のいわゆる「人民主権 (souveraineté du peuple)」にはかならないと理解せられうるのである。

ところで、この主権者たる「道徳的人間」つまり人民が、国民と総称せられる個々人の合体もしくは複数呼称たる「人民」であるのか、あるいは、ホブズの説くような一個の人格的主体たる國家の組成員全体としての「人民」で

あるのが問題である。しかし、そのいずれであるかについてのルソーの見解は、残念ながら見当たらない。

註

(1) 以下の記述は、かつて南山学会機関誌『アカデミア』第八一集（昭和四六年三月）および同第八五集（昭和四七年三月）誌上ににおける拙稿「国家と自衛問題」の中で、関連的に書いたものを土台として再論したものである。

その当時、「邪馬台国ブーム」の訪れがあり、それ以前から「日本古代国家」の成立について関心を持っていた私は、この静かなるブームの中で、考古学・古代史学その他関係諸学者の学術論著や好事家の著書その他の関連文献など、もちろんそのすべてではないが、普通に書店でお目にかかるものは大抵読ませて頂いた。資料不足の上から学者間にも定説を欠いていたり、あるいは資料解釈そのものにも疑問が残っているもののあることなどを教えられるにつけても、私は、専門家ではないが、政治学の観点から何らか自分なりに納得のゆく見解を持ちたいとの邪心を起こすに至った。それが右の拙稿となつて現われた次第である。

(2) 天理市石上神宮の神宝となつている左右におのおの三本の枝の出ている「七支刀」（ななつきやのたち）——その両面には、南下の高句麗軍を撃破した百濟・肖古王が倭王のために作ったとする銘文が刻まれ、年号は『秦和』四年（三六九年）、『秦和』は東晋の『太和』——また、鴨緑江中流北岸の通溝（高句麗の古都丸都）にある好太王（広開土王、三九一〜四二二年）の治績・勢威の顕彰碑——その石文中に、三九一年、倭軍が帯方界に侵入してきたのを撃破したことが見えている——などは、そのごく一端を物語るものである。

(3) 前史(四)の条の中で、「辛亥の変」に触れた記述は、林屋辰三郎「古代国家の解体」（東大出版、一九五五年一〇月）——継体・欽明朝内乱の史的分析——に拠っているが、この林屋説に対しては批判がある。

(4) ホッブズの自然法学については、恒藤恭『法の基本問題——第八編、自然状態と法律状態』（岩波、昭和四四年九月）がきまわめて参考になる。

なお、この項の末尾で述べた匿名「暴君に対する抗議（Vindictiae contra tyrannos）」については、手許にある故大岩誠教授の政治学講義テキスト『社会思想史（政治編）』を利用した。

(5) ルソーのいわゆる「一般意志（volonté générale）」ならびに「人民主権（souveraineté du peuple）」の解釈については、次の著書を参考にした。

Cobban, A., *Rousseau and the Modern State*, London George Allen & Unwin, 2ed. 1964, p. 61ff

なお、ここでまた関連的に触れておきたいことは、「国民主権」「人民主権」における「国民」および「人民」についてである。このことについては、すでに拙稿「国家学と政治学の交渉(二・完)」(南山法学第四卷第三号、一九八〇年九月)および(国家の連続性と不滅性」(南山法学第五卷第四号、一九八二年三月)において詳細述べておいたので、ここでそのまま再論することはやめるが、重ねて述べておきたいのは、一つは、ルソーのようなあるがままの人間(人民)の「二重写し」的認識ではなくて、人間を各種の行為的主体として、人格性(Personlichkeit)において把握すること、および二つ目は、国民および人民の両語がおのおの両義性を備えていることを反省してみることである。前者について言えば、一個の具体的人間は、国家権成員たる人格——この法的人格者の結集たる組織が国家であり、その中央に主権が所在する——のほか、日常生活の中でその時々、またいろいろの状況にしたがって各種の人格を持つことができるということである。そして後者について言えば、日本語の語義から来る問題である。すなわち、総体もしくは全体としての国民・人民と、全く個人としての国民・人民があることである。このようなことは欧米語にはない。英語をとって言えば、People はあくまで複数人である。しかし、それを構成する個々人が前面に出ている場合と、その個々人が後景に退いて複数的全体が主眼にせられる場合との二つの語義があることはたしかである。したがって、こうした語義の錯綜が、われわれが必ず持たなければならない分明な知識、つまり概念によって構成せられる認識を妨げかつ狂わせることになる。とくに社会科学の認識については、この点の注意が肝要である。